

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区認知症とともに生きる希望条例の制定に伴い、保健医療福祉総合プラザ内において実施する認知症施策に係る事業について規定の整備を図るため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する。

2 改正内容

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例第7条に規定する認知症施策に関する事業について、世田谷区認知症とともに生きる希望条例に基づく事業として規定するとともに、その他規定の整備を図る。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和2年10月1日（元号の改正については公布の日）

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年9月	第3回定例会に条例改正案提出
10月	改正条例施行

改正後	改正前
<p>(第4条第2号に掲げる事業等)</p> <p>第6条 <u>総合プラザ内において第4条第2号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区福祉人材育成・研修センターとし、当該事業の細目は、区長が別に定める。</u></p>	<p>(世田谷区福祉人材育成・研修センター事業)</p> <p>第6条 第4条第2号に掲げる事業を<u>世田谷区福祉人材育成・研修センター事業</u>といい、その細目は、区長が別に定める。</p>
<p>(第4条第3号に掲げる事業等)</p> <p>第7条 <u>総合プラザ内において第4条第3号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターとし、当該事業については、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月世田谷区条例第 号）の定めるところによる。</u></p>	<p>(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業)</p> <p>第7条 第4条第3号に掲げる事業を<u>世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業</u>といい、その細目は、区長が別に定める。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和2年4月1日</u>（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 区長は、第11条第1項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、<u>施行日前</u>においても、同条の規定の例によりすることができる。</p> <p>3 区長は、第25条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を<u>施行日前</u>においても、同条の規定の例によりすることができる。</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>平成32年4月1日</u>（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 区長は、第11条第1項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、<u>施行日前</u>においても、同条の規定の例によりすることができる。</p> <p>3 区長は、第25条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を<u>施行日前</u>においても、同条の規定の例によりすることができる。</p>